

水戸市と株式会社常陽銀行との包括連携協力に関する協定書

水戸市（以下「甲」という。）と株式会社常陽銀行（以下「乙」という。）とは、次の条項により協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲・乙相互の連携及び協力により、それぞれの人的・物的資源を活用し、地域の発展と市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（実施事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、及び協力するものとする。

- （1）産業の振興・しごとの創出に関すること。
- （2）定住促進に関すること。
- （3）安全・安心な暮らし及び環境保全に関すること。
- （4）保健・医療・福祉に関すること。
- （5）生涯学習・教育に関すること。
- （6）市民活動に関すること。
- （7）人材の育成及び確保に関すること。
- （8）前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、適宜協議を行うものとする。

3 乙は、あらかじめ甲と協議して、第1項各号に掲げる事項の一部を乙の関係会社を実施させることができる。この場合において、甲、乙及び乙の関係会社の責任範囲その他必要な事項については、別に定める。

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき提供された情報等のうち、相手方から秘密として指定された情報（以下「秘密情報」という。）について、第三者に開示し、又は第1条の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間終了後も、なおその効力を有する。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1月前までに、甲及び乙が何らの申出をしないときは、本協定を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（個別協議）

第5条 第2条第1項各号に掲げる事項に係る連携及び協力の具体的内容は、甲・乙協議の上、別に定めるものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に関して疑義が生じたときは、甲・乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙署名の上、各自1通を保有する。

平成28年7月1日

甲 茨城県水戸市中央1丁目4番1号
水戸市
水戸市長 高橋 靖

乙 茨城県水戸市南町2丁目5番5号
株式会社 常陽銀行
取締役頭取 寺門 一義